

本学の外国人留学生の皆様へ

【重要】在留資格と本学の外国人留学生サポートについて

外国人留学生が在留資格を更新する際、成績不良や修得単位数が非常に少ない場合などは、在留期間の更新が認められず、日本に滞在することができなくなる場合があります。また、資格外活動（アルバイト）ができる時間を守ることも、とても重要です。

ついて、次の事項を十分に確認するとともに、本学が提供する外国人留学生に対する各種サポートを活用し、実りある有意義な学生生活を送ってください。

記

1. 在留資格について

1) 在留期間の更新

- ① 成績不良、修得単位数が非常に少ない場合、学費未納の場合は、在留期間の更新が認められず、日本に滞在することができなくなる場合があります。
- ② 現在の在留資格の期間が満了する、3ヶ月前から申請することができます。
- ③ 在留期間を超えて在留すると、不法残留として強制退去または刑事罰の対象となります。常に在留期限を確認し、不法滞在（オーバーステイ）にならないように注意してください。

2) 資格外活動について

- ① 在留資格「留学」においてアルバイトなどをする場合は、「資格外活動許可」を出入国在留管理庁から得る必要があります。
- ② 資格外活動は、学期中は1週間あたり28時間、長期休暇中は1日8時間、一週間あたり40時間が上限ですので、これを超えることのないよう十分に注意してください。（注）
（注）複数のアルバイト先がある場合は、その合計の時間数が上限を超えてはいけません。
- ③ 在留期間を更新した場合、取得済の「資格外活動許可」については「無効」になります。「資格外活動許可」が必要な場合は、再度申請手続きを行ってください。

④ その他、詳しくは出入国在留管理庁のHPを参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00045.html

2. 外国人留学生へのサポートについて

本学では、外国人留学生に対して様々なサポートを行っています。本学での学生生活において、困っていることや相談したいことがあれば、次の窓口等で相談を受け付けています。ぜひ、ご活用ください。

▶ 所属の学部・研究科事務室

授業の履修や修学計画について相談できます。

▶ 国際教育事務室

在留手続や奨学金（学外の財団奨学金を含む）、留学生向け宿舎情報、学生交流など、日本での学生生活全般について相談できます。

▶ 国際教育センター ティーチングアシスタント (TA)

TAは、留学生向けの日本語学習支援を行っています（例：レポートチェック、ゼミ口頭発表準備、授業の予習・復習、作文、日常会話、資料・教材等の読解支援等）

TAは各キャンパスの国際交流ラウンジに勤務していますので、活用ください。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/teachingassistant.html

▶ 学生相談室

学生が抱えるさまざまな問題に対応するために、精神科医・カウンセラー・弁護士等専門スタッフ、本学の教員相談員やインターカー（初回面談を行う職員）が相談に応じます。

<https://www.meiji.ac.jp/soudan/index.html>

3. 問い合わせ先

国際連携部 国際教育事務室（駿河台キャンパス グローバルフロント2階）

電話：03-3296-4488 Email: iso@mics.meiji.ac.jp

以 上